

平成26年度入札制度の改正について

趣旨

経済・雇用情勢が一段と厳しくなっている状況の中、過大な競争による工事の品質や安全管理の低下を防ぎ受注機会の確保を図るため、公共工事に係る入札制度の改善を行う。

概要

総合評価落札方式に係る評価項目及び評価内容の詳細について、次のとおりとする。

1. 配置予定技術者の継続学習への取り組み状況

建設系CPD協議会の加盟団体及び建築CPD運営会議の継続学習制度（CPDS）における取得ユニット（単位）数

土木一式、建築一式工事について評価項目として取扱い、年間 推奨ユニット（単位）を取得している場合に評価対象とし加点1点を加え、年間 推奨ユニット（単位）の半分以上を取得している場合に、評価対象とし加点0.5点を加える。

※審査方法 各協議会の加盟団体及び運営会議が発行する証明書（写）の提出を求め審査する。

2. 環境美化活動

平成 26 年度より環境美化活動については、評価内容を次のとおりとし、活動実績を評価加点する。

- ①自社の資材置き場について、環境美化・景観に配慮し、定期的（年3回以上）に整理を行っている。
- ②公共施設、公共設備、道路、歩道、街路樹の清掃（植栽含む）活動を定期的（年3回以上）に行っている。
- ③環境美化行事（クリーンアップ九頭竜川、地域の環境美化活動、講演会等）への参加

※総合評価落札方式に関する技術資料については、次頁の様式第 10 号とし、提出方法は、入札公告時に提出または、事前の提出も可とする。

3. 地域精通度

市外事業者が応札可能な案件の場合に、地域精通度を評価項目として取り扱う。

適用開始日

平成 26 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。

概要

1. 地域建設業経営強化融資制度の導入

事業者の新たな資金調達手段として、地域建設業経営強化融資制度を導入する。

適用開始日

平成 26 年 5 月 1 日より適用する。